

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言解除後の対応について

特定非営利活動法人 里山を考える会は、新型コロナウイルスに関する「福岡県緊急事態宣言（4月7日～5月14日）」から現在まで緊急事態措置を実施して参りました。

6月19日（金）より北九州市が管轄し、当法人が管理運営する「北九州市環境ミュージアム」、「いきがい活動ステーション」が再開いたしますが、当法人は、新型コロナウイルス感染症について、今後も十分な警戒が必要となると考え、以下の対応を行います。

1) 従業員の出勤について

- (1) 職員は当日出勤前に体温を自宅で検温、または出勤時に各職場で検温し、その結果を検温記録簿（添付資料参照）に記録する。体温が37.5度以上ある場合は出社を自粛する。
- (2) 出勤する社員については、混雑時間帯の出退勤を避けた時差出勤を推奨する。
- (3) 屋外から室内への入室時は必ず「手洗いまたはアルコール消毒を行うこと」。
- (4) 出勤後に気分が悪くなった場合は、各部署に常備している体温計で検温し、37.5度以上ある場合は、速やかに帰宅する。帰宅の際には可能な限り、家族に自家用車で迎えに来てもらうこと。

2) テレワークについて

テレワークは、6月19日迄とし、今後必要な場合につき実施を許可する。

「テレワークを実施する場合」

- (1) テレワーク実施にあたって法人のパソコンを持ち出す場合は、書面で所属部署の長へ申請を行い承認を得ること。各部長は対策本部（総務）へ報告する。
- (2) 個人情報ならびに業務上守秘義務を有する情報の持ち出しは禁止する。
- (3) ホームページ等の一般公開されている情報の閲覧や調査等のみに法人のパソコンを使用する場合は、原則として持ち帰りの対象とはしない。
- (4) 個別事情については、所属長が対策本部と相談の上判断する。
- (5) 在宅勤務する場合は、業務の開始・終了をメール等の手段により所属部長に報告する。

3) 会議について

- (1) 社外ならびに事業所内での会議は原則禁止にし、WEB 会議等での代替を図る。
- (2) やむを得ない場合は、大人数での会議は行わない、必要なソーシャルディスタンス（1. 8 m 程度など基準を明記）を確保する、GHH を使用して会議を行う。
- (3) 出席者全員（社外者を含む）マスクを着用する、窓を全開し換気を行いながらの会議を行うなど、感染予防措置を行うこととする。

4) 出張について

- (1) 国内外への出張が必要な場合は、申請の上、所属部署の長に承認を得る。

5) 期間中の連絡

- 緊急事項の連絡は、別途規定する緊急連絡網に従って行う。
- よって、携帯電話は受信時応答できるように極力常時身近に携帯する。

以上